

第3次十勝ふるさと市町村圏計画

基 本 計 画



平成20年3月策定

平成25年3月見直し

十勝圏複合事務組合

目 次

第3次十勝ふるさと市町村圏計画 基本計画の見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【基本計画】	
第1章 健康で安全・安心に暮らせる地域づくり	
第1節 人口減少・高齢化に対応する社会の構築	
1 社会全体で取組む子育て支援体制の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 高齢者が自立し、安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 地域社会の活力維持・向上を可能にする中心市街地活性化の推進・・・・・・・・	3
第2節 安全な暮らしを支える保健・医療の向上	
1 地域医療対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 誰もが健やかに暮らせる保健福祉体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3節 安全・安心な生活の確保	
1 地域災害・防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 恵まれた自然環境を守り・活かす地域づくり	
第1節 自然との共生を基本とした環境の整備	
1 豊かな自然環境の保全と利活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 ゆとりとうるおいのある花と緑のネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 森林資源の有効活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2節 環境と調和したエネルギー対策の推進	
1 バイオマスエネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進・・・・・・・・	6
第3章 十勝ならではの資源を育み・発信する先進的でたくましい地域づくり	
第1節 地域特性を活かした力強い経済の構築	
1 信頼を築く、質の高い農水産物づくり・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2節 可能性をひらく創造性あふれる産業の推進	
1 新たな産業の創出を支援する体制の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第4章 地域間交流と連携・協働による自立した地域づくり	
第1節 圏域内外との連携促進	
1 広域的課題に対応する広域連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 他圏域、国内外との交流や連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2節 多彩な交流の拡大と推進	
1 「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 高度情報ネットワークの整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 利便性の高い交通ネットワークの整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第5章 心の豊かさ感動・生きがいを実感できる活力ある地域づくり

第1節 生涯学習、芸術・文化活動の推進

1 個性に応じた人間性豊かな生涯学習の推進 1 1

2 特色ある芸術文化活動の推進 1 1

第2節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

1 地域の特性を活かした魅力ある学校づくりの推進 1 2

2 高等教育機関の整備、充実 1 3

第3節 まちづくりの原動力となる自主的な住民活動の促進

1 住民活動の活性化を図る環境づくりの推進 1 3

第3次十勝ふるさと市町村圏計画 基本計画の見直しにあたって

平成20年3月策定の第3次十勝ふるさと市町村圏計画が、平成24年度をもって前期5か年が終了し、平成25年度から後期5か年を迎えます。

前期5か年においては、平成21年3月の広域行政圏施策関連要綱の廃止、平成23年7月の十勝定住自立圏の形成のほか、人口減少や少子高齢化の進行、地方分権改革の進展、情報通信技術の発達、環境・エネルギーやTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の問題への対応、東日本大震災後の復興支援・防災体制の検討など、十勝圏を取り巻く環境に大きな変化も生じております。

当組合では、このような社会経済情勢及び圏域住民意識の変化を踏まえ、後期5か年に向け、基本計画を見直いたしました。この見直し後の計画を指針としながら、引き続き管内の市町村相互の連携強化のもとで、広域行政機構として果たすべき役割を担い、地域主権型社会にふさわしい自主・自立した圏域づくりに取り組んでまいります。

平成23年10月の北海道横断自動車道の夕張―占冠間の開通により、十勝圏と道央圏が直結しました。高規格幹線道路の全線開通も見据え、十勝圏における今後の物流・観光などの拡大や産業集積に向けた地域戦略を描き、実践することにより、道東における拠点化を促進していくことが必要です。とりわけ、フードバレーとかちの取組に象徴される食と農林水産業を柱とした地域産業政策を積極的に展開し、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区により十勝圏の競争力を更に強化させ、十勝が将来に向けて発展していく取組を進めていく必要があります。

このように、観光・産業関連などの幅広い分野で『オールとかち』での広域連携が促進されるなか、当組合でも構成19市町村の長期総合計画や十勝定住自立圏共生ビジョン、そして、国・道の諸計画との整合性を図りながら、「健康で安全・安心に暮らせる地域づくり」「恵まれた自然環境を守り・活かす地域づくり」「十勝ならではの資源を育み・発信する先進的でたくましい地域づくり」「地域間交流と連携・協働による自立した地域づくり」「心の豊かさ感動・生きがい実感できる活力ある地域づくり」の本計画の5つの施策の大綱を軸として、豊かな自然環境を最大限に活かし、地域に密着した産業の振興と、個性あふれる地域間の連携をより一層進め、安全・安心で豊かな暮らしをつくる『夢大陸・とかち』の実現に向けて、積極的に施策を展開してまいります。

最後に、このたびの基本計画の見直しにあたり、ご指導・ご協力を賜りました関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

平成25年3月
十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿

<基本計画>

第1章 健康で安全・安心に暮らせる地域づくり

第1節 人口減少・高齢化に対応する社会の構築

1 社会全体で取り組む子育て支援体制の促進

【基本的な方向】

少子化の著しい進行と母親の就労世帯の増加など、複雑化する社会環境の中で、子どもの健全な育成を支える家庭や地域社会の機能が年々低下しています。

このような状況の中で、将来の社会を支える子どもたちを育む環境を整えつつ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

また、母子保健医療体制の整備や多様な保育サービスの充実などの子育て支援体制づくり、更には、子どもたちの安全を守る取組など、地域が一体となった取組を推進します。

【主要な施策】

- ①子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の整備促進
- ②企業などによる子育て支援の取組に対する促進・支援
- ③医療費の支援などによる子育て家庭の経済的軽減の推進
- ④地域ぐるみで青少年の健全育成を支える取組の推進
- ⑤多様な保育ニーズに対応できるなどの保育体制や環境の整備、保育所の広域入所の充実
- ⑥母子・父子家庭の各種相談機能の充実
- ⑦幼稚園・保育園及び保育所・小中学校が連携した取組
- ⑧放課後の子どもの居場所を確保するため「児童館」や「子どもセンター」などの充実

2 高齢者が自立し、安心して暮らせる環境の整備

【基本的な方向】

高齢化社会が進む中、高齢者の生き生きとした健康的な暮らしを実現するため、健康づくりや予防医療の拡大を推進していくとともに、高齢者の知識や技術を活かした仕事、社会活動への参加を推進します。

また、今後顕在化する高齢者の様々なニーズをつかんだビジネスへの起業・参入を促進します。

【主要な施策】

- ①温泉、運動、食事、森林浴を組み合わせた健康づくりの推進
- ②高齢者が地域において健康で自立した生活を維持できるように包括的に支援する「地域包括支援センター」の機能充実
- ③高齢者が働く場の創出促進
- ④高齢者の知識や技能を学校や地域などで活かしたり、まちづくりに参画することができる機会の創出
- ⑤高齢者の暮らしをサポートするビジネスの展開促進
- ⑥学習や文化・スポーツ活動など、高齢者同士と世代間の交流機会の拡充
- ⑦福祉と保健・医療の連携による総合的な相談・支援・情報提供機能の充実
- ⑧特別養護老人ホームや老人保健施設などの整備促進
- ⑨介護保険制度への広域的な対応の検討
- ⑩市民後見人の養成及び後見実施機関設置に係る広域連携の実施

3 地域社会の活力維持・向上を可能にする中心市街地活性化の推進

【基本的な方向】

人口減少・高齢化社会に対応するため、誰もが暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる、にぎわいあふれる生活空間の整備を促進します。

また、郊外型大規模店舗の展開による中心商業地の空洞化に対し、個性ある快適な商業地環境整備や店舗の共同化など、多様な消費者ニーズを充たす魅力ある商店街などの形成を進めます。

【主要な施策】

- ①中心市街地周辺における優良な民間分譲・賃貸住宅の建設促進
- ②低廉で良好な公営住宅の計画的供給の推進
- ③安全・安心に買い物ができる商店街形成に向けた取組の推進
- ④まちづくりと連動した商店街近代化の促進
- ⑤空き店舗対策の推進
- ⑥経営指導や相談、融資制度の充実
- ⑦スタンプ事業やカード事業など消費者の利便性と付加価値向上を図る共同事業の促進
- ⑧人口動態・産業経済動向を踏まえた安全で良好な生活環境を創出する土地利用の推進
- ⑨コミュニティビジネスの創出
- ⑩消費者に必要とされる商店の育成
- ⑪買い物などの支援

第2節 安全な暮らしを支える保健・医療・福祉の向上

1 地域医療対策の推進

【基本的な方向】

地域医療の体系的な整備を推進するため、救急医療体制の充実のほか、地方センター病院、地域センター病院、自治体病院や診療所、民間病院などの地域医療施設のネットワーク化と医師や看護師などの医療技術者の確保・養成を図ります。

【主要な施策】

- ①小児救急医療及び周産期医療体制の整備促進
- ②高度医療機関である地方・地域センター病院と地域医療施設としての公立病院・診療所などの施設整備と機能の維持・充実
- ③地方センター病院などの基幹的医療施設を核とした、地域医療機関のネットワークの維持・充実
- ④体系的・効率的な救急医療体制の整備推進
- ⑤医師派遣システムの構築や看護師の養成など、医療技術者の確保による地域医療の維持・充実

2 誰もが健やかに暮らせる保健福祉体制の充実

【基本的な方向】

誰もが健康で安心して暮らすことができるよう、地域における保健活動の拠点となる施設の利活用の推進と、健康相談や健康診査体制などの充実を図ります。

また、障がいのある人全てが、自らその居住する場所を選択し、障がい福祉サービスなどの支援を受け、自立と社会参加の促進が一層図られるよう、必要な障がい福祉サービスや地域生活支

援事業などのサービス提供体制の充実を図るとともに、経済困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者などに対する支援に必要な体制整備を進めます。

【主要な施策】

- ①生活習慣病の予防に向けた地域における健康づくりの推進
- ②8020運動などの生涯を通じた歯の健康づくりの推進
- ③地域公衆衛生の中核機関である保健所、関係団体との連携による計画的な地域保健活動の推進
- ④市町村保健センターなど、地域保健活動の拠点となる施設の利活用の推進
- ⑤育児や健康増進、病気予防や早期発見に関する健康相談・健康診査などの体制の充実
- ⑥障がい福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の充実
- ⑦地域活動支援センターの広域利用の促進
- ⑧バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ⑨障がいのある人が自立した生活を営めるよう、雇用支援などの推進
- ⑩伝統的な食文化をつないでいく食育推進

第3節 安全・安心な生活の確保

1 地域災害・防災体制の整備

【基本的な方向】

災害の未然防止や災害に強い地域づくりは、住民の生命・財産を守る上で重要な基礎となるものです。災害発生当初における生活の維持、情報伝達手段の確保及び初期段階において重要となる自主防災体制など、被害を最小限に抑え、住民の生命や財産を守るために必要な体制の整備を進めるとともに、東日本大震災を教訓とした地域防災計画の見直しや関係機関との連携を促進します。

防災体制として、建物の高層化・大規模化や航空機、高速道路の利用増加など、社会環境が変化する中で、これらに対応できる消防・救急車両の整備や人的体制の充実を図るとともに、事故や災害発生時の迅速・的確な情報伝達システムの整備、消防の広域化に向けた取組を促進します。

また、国民保護法に基づき作成された国民保護計画により、外国からの武力攻撃や大規模テロなどに対して迅速・的確に住民を保護します。

【主要な施策】

- ①災害発生時に備えた、基礎的生活物資の供給体制の整備
- ②消防・防災無線のデジタル化など、事故や災害発生時の迅速・的確な情報伝達システムの整備
- ③国民保護計画に基づいた国民保護措置の実施
- ④非常用発電機や耐震性貯水槽の設置など、公共施設や生活基盤施設の耐震性を高める整備の促進による防災機能の強化
- ⑤建物の高層化、大規模化などに対応した消防車両などの整備拡充
- ⑥高規格救急車の整備拡充や救急救命士の養成など、救急救命体制の充実
- ⑦地域防災計画の見直しや、防災関係機関との連携体制の確立及び広域的な支援体制の整備
- ⑧自主防災組織の育成・強化と住民の防災意識の高揚
- ⑨オールとちぎでの防災に関する広域連携での取組促進

2 交通安全対策の推進

【基本的な方向】

安全で快適な交通社会の実現をめざして、道路交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全意識の高揚・啓発を図ります。

【主要な施策】

- ①幹線道路などにおける交通安全施設の整備
- ②路面状況や気象、交通規制など道路交通情報システムの充実
- ③幼児から高齢者まで、交通安全意識を高揚する、世代に応じた交通安全教育の推進

第2章 恵まれた自然環境を守り・活かす地域づくり

第1節 自然との共生を基本とした環境の整備

1 豊かな自然環境の保全と利活用の促進

【基本的な方向】

本圏域は、周囲を大雪山国立公園、阿寒国立公園、日高山脈襟裳国定公園に囲まれており、中央部を流れる十勝川、湖沼、貴重な動植物など豊かな自然に恵まれています。

この良好な自然環境を将来の世代に継承していくため、圏域のすぐれた自然地域の保全を図るとともに、自然とのふれあいができる環境づくりを進めます。

【主要な施策】

- ①日高山脈襟裳国定公園の国立公園化への検討
- ②豊かな原生林や河川、湖沼とそこに生息する貴重な動植物など恵まれた自然の保全
- ③市街地周辺における小さな自然の保全や、自然と調和のとれた開発の推進
- ④ビジターセンターなど自然とふれあうための施設の整備促進
- ⑤ネイチャーガイドなどの育成と確保の推進
- ⑥環境や親水性に配慮した河川の計画的な整備促進
- ⑦水源かん養保安林の整備、水資源保全地域の指定などによる水資源の確保及び水源地の保全
- ⑧水道施設の計画的な整備による良質な水の安全供給
- ⑨全ての地域における衛生的な排水処理施設の整備促進
- ⑩循環型社会の形成

2 ゆとりとうるおいのある花と緑のネットワークの促進

【基本的な方向】

管内19市町村と住民や関係機関が連携し、緑あふれるまちづくりという統一の視点に立った、「とちの杜づくり」を進めます。

また、生活に安らぎと潤いを与える豊かな地域の創造に向け、花と緑のネットワークを促進するとともに、住民の身近な遊び、憩い、交流の場として、地域の特性を活かした特色ある公園の整備を促進します。

【主要な施策】

- ①住民と企業などの参加による森づくりの推進
- ②住民などの参加による花と緑のネットワークの促進
- ③十勝の広域公園である「十勝エコロジーパーク」の利活用促進

- ④広域公園、総合公園、街区公園、地区公園などの計画的な整備促進
- ⑤地域の歴史的遺産や自然環境を活かした特色ある公園の整備促進
- ⑥住民や企業の主体的な活動による花と緑の環境づくりへの支援

3 森林資源の有効活用の促進

【基本的な方向】

森林の機能や役割に応じた多様な森林づくりを推進するとともに、効率的な加工体制の整備や優れた担い手の育成を推進します。また、森林の公益的機能の高度発揮を図るために、森林の整備を進めるとともに、耕地防風林による十勝らしい農村景観の創出を促進します。

教育や福祉など新たな分野での木材利用に向けた取組を展開するとともに、土木用製品の開発・改良などによる公共工事などでの一層の木材利用を進め、十勝の主要な森林資源であるカラマツ材の需要拡大をめざします。

【主要な施策】

- ①森林療法など、癒しと健康に着目した森林の活用
- ②単層林や複層林の造成など多様な造林事業の推進
- ③木材の高付加価値化のための高度な加工施設の整備促進
- ④林業を担う人材の育成、確保のための研修、教育の促進
- ⑤適切な耕地防風林の保全による個性的な農村景観の創出の促進
- ⑥カラマツ材の加工技術の向上と需要の拡大
- ⑦公共施設及び一般住宅などへの木材（地域材）の利活用など、地材地消の促進

第2節 環境と調和したエネルギー対策の推進

1 バイオマスエネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進

【基本的な方向】

バイオマス、太陽光などを活かした再生可能エネルギーの開発・利用や、省エネルギーへの取組など、地球環境の保全という大きな視点に立った環境負荷の軽減施策の推進と住民意識の醸成を図ります。

【主要な施策】

- ①バイオエタノール・バイオディーゼル、太陽光などの再生可能エネルギー導入の普及促進
- ②再生可能エネルギー利用を促す資金面における支援制度などの枠組みづくり
- ③農産物残さや林地残材などの未利用バイオマスの活用促進
- ④木質ペレットの普及促進
- ⑤公共施設などにおけるエネルギー効率改善の推進
- ⑥環境にやさしい生産活動や生活スタイルの促進
- ⑦地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題に対する意識の啓発
- ⑧住民や企業などへの省エネルギーに対する意識の啓発
- ⑨下水汚泥の資源化と利用促進
- ⑩道路照明灯などへの省エネルギー機器の導入促進
- ⑪「温泉地熱や雪氷冷熱などを活用したマンゴー生産」など、十勝圏の地域特性を活かした自然エネルギーを利用した生産活動の促進

第3章 十勝ならではの資源を育み・発信する先進的でたくましい地域づくり

第1節 地域特性を活かした力強い経済の構築

1 信頼を築く、質の高い農水産物づくり

【基本的な方向】

農業は、安全で良質な食料を安定的に供給するクリーン農業を基本に、力強い農業づくりに向け、基盤整備や技術力の向上などを推進し、低コスト・高収益・高生産性の一層の促進を図るとともに、高収益作物の導入やファームインの取組など多様な農業経営の展開を促進します。

また、圏域の農業を支える担い手を育成するとともに、圏域内外からの新規就農を促進します。

さらに、地域農業の中核的な担い手への農地の利用集積、コントラクター（農作業受委託）や酪農ヘルパー制度など経営支援システムの整備を促進します。

水産業では、漁港・漁場の整備や地域の特性に合った増殖漁業、需要と収益性の高い高級魚の栽培漁業を推進します。

【主要な施策】

- ①食の安全・安心の観点に立ったクリーン農業、有機農業の拡大促進
- ②学校、家庭、地域における食育、地産地消運動の推進
- ③地域団体商標制度などを活用した地域特産品のブランド化促進
- ④ファームイン、農漁家レストランなど多角的な経営の促進
- ⑤エゾシカ肉や黒毛和牛、シシヤモやマツカワカレイなどの食肉・水産物のブランド化促進
- ⑥漁港における漁業活動の安全確保とつくり育てる漁業の促進
- ⑦農道、明渠、暗渠など基盤整備の計画的な推進
- ⑧中核的な担い手への農地の利用集積の促進
- ⑨広域的な集出荷施設の整備の促進
- ⑩低コスト生産や品種改良のための試験研究、普及指導の推進
- ⑪野菜、花きなど高収益作物を取り入れた経営の複合化の促進
- ⑫優れた担い手の育成、確保のための研修、教育の推進
- ⑬新規就業希望者の受入体制の整備と情報ネットワークの確立
- ⑭コントラクターや酪農ヘルパー組織など農業経営の支援組織の育成、活用、広域化の促進
- ⑮農業を通じた生産者と消費者との交流の促進
- ⑯十勝ブランド、新・ご当地グルメなどの確立に向けた取組の促進
- ⑰エゾシカやヒグマなど有害鳥獣の駆除、捕獲個体の適正な処理の推進
- ⑱都市部の子どもたちの農業体験による理解

第2節 可能性をひらく創造性あふれる産業の推進

1 新たな産業の創出を支援する体制の整備促進

【基本的な方向】

十勝圏の地域特性を活かし、食と農林水産業を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」をオールとかちで連携して推進してまいります。

研究機関との連携により、農業機械や食品加工機械などの技術開発や商品開発を進めるとともに、産業の複合的集積による産業クラスターの形成を推進し、地元の豊富な農林水産資源の付加価値の向上や6次産業化など地場産業の振興を図ります。

また、新たな地域産業おこしの主要な取組として盛んに取組まれている農商工・産学官金間での連携を推進し、産業支援機能を強化するとともに、十勝の自然環境や地理的要因と総合的な高速交通体系の整備進展によって期待される新たな産業立地の受け皿づくりを進めます。

【主要な施策】

- ①地域の資源や技術を活用した新製品の研究開発や事業化への取組促進
- ②リサーチ&ビジネスパーク構想の地域展開
- ③道立十勝圏地域食品加工技術センターや十勝産業振興センターなどの公設試験研究機関を核とした技術開発による農業をベースとした付加価値の高い食品加工や農業機械など、6次産業化に向けたものづくりの促進
- ④帯広畜産大学地域連携推進センターや公設試験研究機関、財団法人十勝圏振興機構、金融機関などと連携した農商工・産学官金間での共同研究などの推進
- ⑤十勝型産業クラスター形成の促進
- ⑥新製品や新技術開発に対する支援
- ⑦航空宇宙産業基地及び関連産業や寒冷地技術研究機関などの誘致の促進
- ⑧企業立地に係る各種支援策の推進

第4章 地域間交流と連携・協働による自立した地域づくり

第1節 圏域内外との連携促進

1 広域的課題に対応する広域連携の推進

【基本的な方向】

国や地方自治体の財政事情の悪化や地方分権、行政改革などを背景に、これまで以上に効率的かつ効果的な行政のあり方が求められ、広域行政の果たす役割が重要になってきていることから、圏域19市町村の連携を更に深め、多様な共通課題を解決するために、十勝一体となった地域づくりを推進します。

また、従来から歴史的、地縁的結びつきの強い6つの広域ブロックを単位として、各ブロックの共通コンセプトに基づく、独自の施策展開による個性豊かな地域づくりを促進します。

(6つのブロックの構成)

東ブロック	幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町
西ブロック	芽室町、鹿追町、清水町、新得町
南ブロック	中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町
北ブロック	音更町、士幌町、上士幌町
東北ブロック	本別町、足寄町、陸別町
帯広圏ブロック	帯広市、音更町、芽室町、幕別町

【主要な施策】

- ①広域行政システムの調査・研究の推進
- ②広域イベントなどのソフト事業の開催支援
- ③職員研修の合同実施や圏域内人事交流などの市町村間の職員交流の推進
- ④公共施設などの共同設置、適正配置の検討と広域利用の促進
- ⑤広域的な土地利用の推進
- ⑥共通課題解決のための人材育成及び調査、研究事業の推進

⑦消防、ごみ処理など、一部事務組合事業の効率化の促進

⑧広域的な連携による市町村税などの自主財源の確保

2 他圏域、国内外との交流や連携の推進

【基本的な方向】

本圏域は、釧路・根室圏、オホーツク圏、上川圏、日高圏など多くの圏域と隣接しており、交通アクセスの整備などに伴いこれら隣接圏域との連携を図り、相乗的な発展をめざすことが求められています。

このため、北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道など広域的な交通体系の整備を更に促進し、観光面の連携推進や、大規模な災害に備えた相互防災協定の締結など、地域づくりのための新たな施策を展開します。

また、住民レベルでの国際交流の推進を図るとともに、諸外国の人々を受け入れる様々な条件を整備し、世界に開かれた地域づくりを促進します。

【主要な施策】

- ①隣接する圏域と連携した広域観光の推進
- ②相互防災協定などの締結の促進
- ③国内外友好姉妹都市などとの各種交流の促進
- ④十勝に住む外国人への情報提供、生活相談体制の整備促進
- ⑤案内表示板などの英語併記の促進
- ⑥地域住民の国際化意識の啓発
- ⑦国際的な文化、スポーツ交流の推進

第2節 多彩な交流の拡大と推進

1 「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり

【基本的な方向】

自らの地域を他地域の人が絶えず訪れる交流の場にし、活力ある地域とするため、都市部と農山漁村との交流をはじめ、首都圏などからの移住希望者への情報提供や定住支援体制の整備促進を図ります。

四季を通じた豊かな自然環境や景観を資源として、グリーン・ツーリズムやアウトドアスポーツなど、体験型観光の振興を推進します。

また、関係機関との連携による圏域全体に係る観光ルートの開発や、各種メディアを利用した圏域外への観光情報の発信を進めます。

【主要な施策】

- ①グリーン・ツーリズムなどの推進による都市部と農山漁村との交流の促進
- ②「スギ花粉疎開ツアー」など健康をキーワードにした、新しいツーリズムの推進
- ③豊かな自然環境を活かしたアウトドア体験やファームインなど参加・体験型観光の振興
- ④十勝圏への移住希望者に対する情報提供と受け入れ体制の整備促進
- ⑤外国人観光客誘致のための海外プロモーションの促進
- ⑥シーニックバイウェイルートや北海道遺産を活用した特色ある観光の推進
- ⑦企業や学生などの各種スポーツ合宿の誘致促進

- ⑧各種コンベンションの誘致促進
- ⑨スポーツや文化を通じた交流の促進
- ⑩地域特性を活かした特色ある各種イベントの開催支援
- ⑪地域の宿泊施設やレストランなどが、十勝の食材を円滑に調達できる仕組みづくりの推進
- ⑫インターネットなどを活用した広域的な観光情報の提供
- ⑬オールとがちでの一体的な観光キャンペーン活動の充実
- ⑭美しい農村景観の保全、創出の推進
- ⑮食と一次産業をキーワードとした、十勝の地域特性を活かした新しいツーリズムの推進
- ⑯経済波及効果の大きい大規模野外コンサートなどのイベント誘致
- ⑰圏域内連携による観光振興事業への支援
- ⑱圏域内の宿泊地・観光地・観光イベントを結ぶ二次交通対策支援などの強化による観光交流人口の拡大

2 高度情報ネットワークの整備促進

【基本的な方向】

地域住民生活の利便性を一層高めるため、農業をはじめとする産業、行政、医療など、様々な分野における高度情報化のネットワーク形成と活用を推進するほか、地域情報の発信により地域の活性化を促進します。

【主要な施策】

- ①農業情報システムなど産業における高度情報化の推進
- ②帯広測候所の機能充実の促進
- ③保健・医療・福祉などについて、連携した住民サービスの提供ができる情報システムの整備
- ④行政窓口サービスの向上や行政事務の効率化を図るための、行政情報システムの整備・拡充
- ⑤ブロードバンド（高速大容量通信）の普及促進
- ⑥地上デジタル放送への移行に伴う難視聴地域対策の促進

3 利便性の高い交通ネットワークの整備促進

【基本的な方向】

圏域・都市間の連携強化、農産物などの食糧供給の安全性確保、観光資源の広域利用などの観点から、北海道横断自動車道の道央圏、オホーツク圏、釧路・根室圏などへの早期整備を促進するとともに、帯広・広尾自動車道及び主要な幹線道路の整備を進め、総合的な交通ネットワークの形成を促進します。

また、休憩機能と地域情報の発信機能を併せ持つ「道の駅」の整備や、冬期間の安全で円滑な交通対策を促進します。

鉄道は、十勝圏は道央圏と釧路・根室圏を結んだ形で東西を横断しており、安全で速い交通手段として、一層の利便性向上を図ります。

バスについては、住民の生活圏の拡大に対応した生活路線の充実を図るとともに、高齢者や子どもなど交通弱者に配慮した路線の確保を図ります。

とち帯広空港については、道東の空の玄関口として、空港関連施設の整備を促進するとともに、東京線をはじめとした航空路線網の充実や国際チャーター便の運航拡大など、更なる利用拡

大と利便性の向上を図るとともに、圏域外からの交流人口拡大のために、新千歳空港や地方空港との連携強化を図ります。

港湾については、外国との経済交流の拡大や十勝の海の物流拠点として、港湾の整備や港湾利用の拡大など、十勝港の有利な立地条件を活かした機能強化を推進します。

【主要な施策】

- ①北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道など広域道路交通網の整備促進
- ②主要な幹線道路などの整備促進
- ③冬期間の路面凍結や積雪に対する対策の強化
- ④JR石勝線及び根室本線の高速化と地域事情に配慮した利便性向上の推進
- ⑤バス路線の利便性向上と生活路線の維持の推進
- ⑥ふるさと銀河線廃止後の地域振興策の推進
- ⑦地域情報の発信や地場産業の振興を図る「道の駅」の整備促進
- ⑧東京線の利用促進や航空路線網の充実
- ⑨国際チャーター便の就航促進とC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の整備・拡充
- ⑩空港関連施設の整備促進
- ⑪大規模地震に伴う津波に備えた港湾施設の整備促進
- ⑫親水空間の形成及び地域住民などの交流などに配慮した緑地の確保や、海洋レクリエーションの機能の導入
- ⑬スマートインターチェンジの導入などによる広域道路交通網の更なる利便性向上
- ⑭コミュニティバスの運行の実施

第5章 心の豊かさ感動・生きがいを実感できる活力ある地域づくり

第1節 生涯学習、芸術・文化活動の推進

1 個性に応じた人間性豊かな生涯学習の推進

【基本的な方向】

総合的な学習機能をもつ社会教育施設の有効活用や、学習情報の提供、指導者の育成などにより、生涯学習の推進を図ります。

誰もが年齢や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、参加機会の拡充、指導者の養成、施設の整備・充実を進めます。

また、十勝の地域特性を活かしたスポーツ施設や自然体験型のレクリエーション施設の整備や情報提供の仕組みづくりを進めます。

【主要な施策】

- ①総合的な学習機能をもつ生涯学習センターなどの有効活用、生涯学習施設の広域的な利用促進
- ②図書館・博物館の蔵書・郷土資料などの充実、図書館の相互連携の強化
- ③地域の専門的指導者の養成と研修の充実
- ④住民の多様なニーズに対応する学習機会の提供
- ⑤自主的な社会教育団体の育成と活動の支援
- ⑥誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設の整備
- ⑦個々の年齢や運動能力に応じてスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成
- ⑧国際的なスポーツイベントの誘致

- ⑨豊かな自然や河川空間を活かしたアウトドア活動の場の整備促進
- ⑩スポーツ・レクリエーション情報を収集・発信する仕組みづくりの促進
- ⑪地域特性を活かしたスポーツ施設の設置と広域的な活用
- ⑫学んだ成果を地域づくりに活かすまちづくり

2 特色ある芸術文化活動の推進

【基本的な方向】

住民が自主的に芸術文化活動を行えるよう活動拠点の整備・充実を図るとともに、質の高い芸術・文化に接する機会の拡充や、住民による特色ある文化活動の展開を促進します。

また、指定文化財や埋蔵文化財、アイヌ文化、地域に伝わる伝統文化など先人の培った文化の保存と継承を進めます。

【主要な施策】

- ①住民の文化活動の拠点となる施設の整備促進
- ②文化団体、文化施設などのネットワーク化の促進
- ③企業の文化支援活動や芸術鑑賞機会を提供する団体などへの奨励・支援
- ④伝統的生活空間（イオル）の再生などアイヌ文化の保存・振興
- ⑤天然記念物や歴史的文化遺産などの調査と保存・活用の推進及び保護思想の普及・啓発
- ⑥文化財や伝統文化の保存・継承を担う人材の養成・確保
- ⑦十勝と他地域との違いを認識し愛郷心を醸成する

第2節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

1 地域の特性を活かした魅力ある学校づくりの推進

【基本的な方向】

幼児教育や小中学校教育においては、将来を担う人づくりの場として、家庭や地域と連携し、人間としての生き方や他人を思いやる心と豊かな感性を育むとともに、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

高等学校教育については、より地域に密着した高校として、特徴づくりや魅力づくりを進めていく必要があることから、時代や地域ニーズに応じた学科や科目の開設・充実や、生徒一人ひとりの個性を活かす選択機会の提供・拡充など、教育環境の整備を進めます。

通常の学級における指導のみではその能力を十分に伸ばすことが困難な、支援を必要とする児童生徒については、障がいの種類・程度に応じた特別支援教育を進めます。

【主要な施策】

- ①教育課程の充実など幼稚園教育の振興
- ②圏域の豊かな自然を活用した野外教育の推進
- ③地域の文化や歴史を学ぶ地域に根ざした教育の推進
- ④地域に開かれた学校づくりの推進
- ⑤国際化、情報化に対応した教育の推進
- ⑥いじめや不登校に対する家庭・学校・地域の連携による取組の推進
- ⑦教育相談体制の充実
- ⑧老朽校舎の改築などのほか、教育施設・設備の整備促進

- ⑨地域の特性や社会のニーズに応じた高等学校の機能充実
- ⑩十勝教育研修センターの研修プログラムの充実
- ⑪特別支援教育の推進
- ⑫地域全体で子どもの成長を支援する意識づくり
- ⑬子どもの手本となる大人になるような学習機会の創出
- ⑭高校生が地元で就職できるような取組
- ⑮幼稚園・小中学校・高等学校などが連携したまちづくり

2 高等教育機関の整備、充実

【基本的な方向】

高等教育については、実践的な職業能力の養成機関である専修学校などの充実や既存の短期大学や大学の整備拡充と地域への開放を推進するとともに、大学を取り巻く状況や設置に関する国の動向などを踏まえながら、新たな大学の実現など地域の特性・優位性を活かした高等教育機関に向けた取組を進めます。

【主要な施策】

- ①職業能力を専門的に習得する専修学校教育の推進
- ②大学や大学院などの教育研究機能の整備促進
- ③地域の生涯学習のニーズに応える開放講座の拡充
- ④帯広畜産大学や試験研究機関の整備・拡充の促進

第3節 まちづくりの原動力となる自主的な住民活動の促進

1 住民活動の活性化を図る環境づくりの推進

【基本的な方向】

心と心のふれあう暮らし良い地域づくりのため、町内会などの地域組織の自主的な活動を支援し、コミュニティ意識の醸成を図るとともに、住民、商店街、NPO、企業、行政などの多様な主体が連携して、内発的に地域の課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を進めます。

【主要な施策】

- ①ボランティア団体や町内会などの住民組織の活動支援
- ②町内会、商店街、NPO、企業などにおける地域活動を担うリーダーの育成
- ③地域安全情報の発信などによる自主防犯意識の醸成
- ④地域の道路、河川、公園などの公共施設における住民との協働による管理の促進
- ⑤商店街の空き店舗や廃校舎などを活用した交流の場づくりの促進